



精神障害者保健福祉手帳の申請・交付について



精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを認定して交付されるものです。障害の程度により1～3級に区分され、手帳の交付を受けると、在宅サービスや社会参加など様々な制度が利用しやすくなります。手続きに必要な書類は裏面をご覧ください。

1 手帳交付までの処理期間

申請から交付まで、通常は約1ヶ月半程度かかります。ただし、申請書類や診断書に不備がある場合は、通常よりも時間がかかります。

交付が決定しましたら文書で通知しますので、交付窓口へご来所のうえ、お受取りください。

2 手帳の申請、更新について

有効期間は2年間です。

更新は有効期間終了の3か月前から手続きが可能です。更新のご案内は行っておりませんのでご注意ください。

有効期限が切れた場合、サービスを受けられない場合があります。更新が必要な方は、有効期限内に手続きを行ってください。

3 変更等で手続きが必要なこと

手帳に記載された住所や氏名に変更があったときは、戸籍住民課で手続きを行ってから、手帳をお持ちのうえ、変更の手続きを行ってください。

手帳を破損・紛失された場合及び様式の変更（カード・紙）は、写真2枚をお持ちのうえ、再交付の手続きを行ってください。

4 障害年金証書等及び特別障害者給付金受給資格者証の写しによる申請時の注意事項

日本年金機構等に障害年金等の受給状況等について照会した結果、障害年金等に係る申請・判定・保管状況によって、精神障害者保健福祉手帳の判定ができない場合があります。その場合、精神障害者保健福祉手帳用診断書により手帳を申請することが可能かどうかを主治医とご相談ください。

なお、障害年金証書等の等級と手帳の等級が異なる方は、診断書による申請を選択することもできますので、主治医とご相談のうえ申請してください。

5 申請窓口、お問い合わせ先

青葉区	障害高齢課	障害者支援係	電話	022 - 225 - 7211 (代)
宮城野区	障害高齢課	障害者支援係	電話	022 - 291 - 2111 (代)
若林区	障害高齢課	障害者支援係	電話	022 - 282 - 1111 (代)
太白区	障害高齢課	障害者支援係	電話	022 - 247 - 1111 (代)
泉区	障害高齢課	障害者支援係	電話	022 - 372 - 3111 (代)
宮城総合支所	障害高齢課	障害者支援係	電話	022 - 392 - 2111 (代)
秋保総合支所	保健福祉課		電話	022 - 399 - 2111 (代)
精神保健福祉総合センター		管理係	電話	022 - 265 - 2192
(は あ と ぼ - と 仙 台)				

6 申請に必要なもの (書類に不備のある場合、申請を受付けられない場合がありますのでご確認ください。)

- (1) 精神障害者保健福祉手帳申請書
 (2) 個人番号カード等

ア	個人番号確認書類	(マイナンバー記載のある) 個人番号カード、通知カード、住民票など
イ	本人確認書類	本人確認書類(顔写真付き) 個人番号カード、運転免許証などから1つ 本人確認書類(顔写真なし) 健康保険証、年金手帳などから2つ

代理人による申請の場合は、別途必要書類があります。

- (3) 添付書類 ※次のア～ウいずれかの書類が必要です。

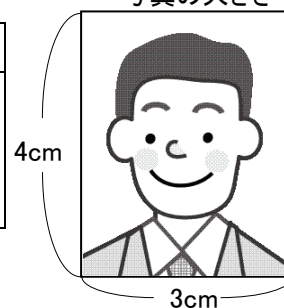
	添付書類	備考
ア	精神障害者保健福祉手帳用診断書	精神障害の初診日から6か月以上経過しており、作成日が3か月以内のもの。 自立支援医療(精神通院)を同時に申請できる場合があります。その場合は、指定自立支援医療機関(精神通院)で作成された診断書であることが必要です。
イ	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害を支給事由として、現に受給している障害年金証書または直近の年金振込通知書 障害年金等に係る照会同意(確認)書 	精神障害を支給事由とする障害年金の等級と同じ等級になります。 マイナンバーによる情報連携ができる場合は不要となる場合があります。
ウ	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害を支給事由として、現に受給している特別障害給付金受給資格者証の写し 障害年金等に係る照会同意(確認)書 	

申請書、診断書、同意(確認)書の様式は各申請窓口に用意しております。
 また、仙台市のホームページからダウンロードできます。

- (4) 写真2枚 (1年以内に撮影された上半身正面向き、縦4cm×横3cm、同一のもの。
 デジタルカメラ等で撮影したものは、写真用紙に印刷したもの)

写真の大きさ

写真が必要な方
新規申請の方、障害等級が変更になる方、有効期限欄に余白がない方 前自治体で交付された有効期限内の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ⇒手帳の受取時に提出してください。



- (5) 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳 (更新の場合)